

# 災害時の電気料金の扱いについて

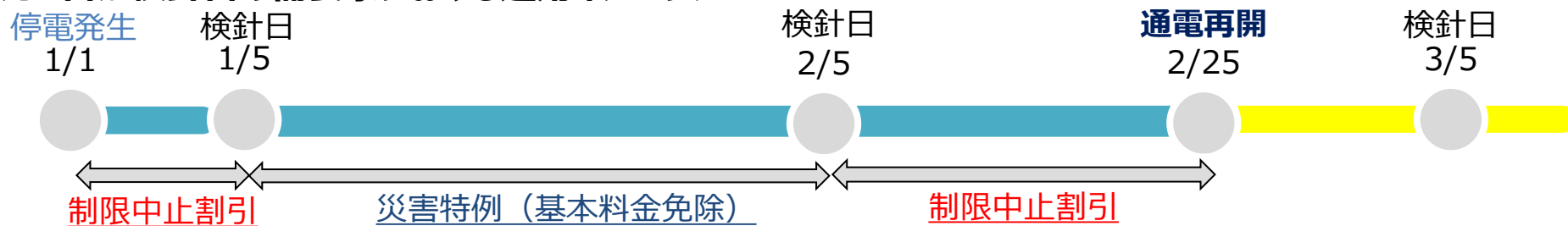
2024年3月29日

資源エネルギー庁

# 災害時における被災者等の電気料金負担について

- 現行の規制料金においては、**地震・台風等の災害が発生した場合**、①特定小売供給約款や託送供給等約款等に規定されている、電気の使用の制限又は中止をした場合の料金割引（以下、「**制限中止割引**」という。）、②みなし小売電気事業者や一般送配電事業者が災害発生に伴い、電気事業法に基づく認可等を経て、約款以外の供給条件により実施している料金割引等（以下、「**災害特例**」という）を**活用することにより、電気の利用ができなかった期間の基本料金の減免等を行うことが可能となっている。**
- これらの措置は、東日本大震災や本年1月に発生した令和6年能登半島地震においても適用されており、被災者等の負担軽減に貢献してきた。

## <毎月5日が検針日の需要家における適用イメージ>



### 災害特例の概要

災害救助法の適用地域等において、契約者からの申し出により、以下の措置を講じる。

- ①料金の支払期日が被災日以降になる契約者において、被災日が属する検針期間以降の3ヶ月間、それぞれ料金の**支払期日を1ヶ月延長**
- ②被災時以降、**検針期間全てにおいて、全く電気を使用しない場合**、最大6ヶ月間、それぞれ**基本料金を免除** 等

### 制限中止割引の概要

災害や送配電設備の故障等による停電等により、需要家の電気の使用が制限又は中止される場合に基本料金の割引を行うもの。

- ・低圧及び高圧500kW未満の場合  
電気の使用の制限等をした延べ日数ごとに**基本料金から1日4%割引**
- ・高圧500kW以上及び特別高圧の場合  
電気の使用の制限等をした延べ時間数ごとに**基本料金から1時間0.2%割引**

# 制限中止割引の今後の扱いについて

- 小売経過措置料金については、昨年5月19日に変更認可申請を認可した**特定小売供給約款（経過措置規制料金）**においては、**一部のみなし小売電気事業者（北海道・東京・北陸・中国）**について、以下の理由により**制限中止割引を廃止**することとしている。注：北陸については、託送供給等約款に合わせることでされており、託送供給等約款において制限中止割引が廃止された場合、廃止されることとなる。
  - ① **制限中止割引を廃止することで、割引が適用される需要家のみならず、全需要家に割引原資を配分できること**
  - ② **システム処理やシステム機能の簡素化によるコスト削減効果を料金に還元すること**
  - ③ **制限中止割引の廃止による増収を値上げ幅抑制の原資とすること**
- また、**託送料金**についても、本年1月17日に変更認可申請の認可をした託送供給等約款において、**全ての一般送配電事業者**について、以下の理由により**制限中止割引を廃止（経過措置を設け2025年4月から廃止）**することとしている。
  - ① **制限中止割引を廃止することで、割引が適用される需要家のみならず、全需要家に割引原資を配分できること**
  - ② **システム処理やシステム機能の簡素化によるコスト削減効果を料金に還元すること**

## <制限中止割引の設定状況（2024年3月時点）>

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
経過措置規制料金		△	○	×	○	△	○	×	○	○	○
託送	需要側託送料金	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	発電側課金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※「△」は、経過措置を設定の上、2025年3月末に廃止

# (参考) 特定小売供給約款における制限中止割引の廃止に関する過去の議論

電力・ガス取引監視等委員会  
第42回料金制度専門会合  
(令和5年4月26日) 資料6

## その他の供給条件の変更内容

- その他の供給条件の変更として、内容の性質上、需要家の利益に対して影響が及ぶことが原則として想定されないものや、現在適用事例が確認できないものなどがあり、例として以下が挙げられる。
- 以下の変更内容のほか、各事業者において、既存の運用の明確化に関する変更や電気料金の支払い等に関する細則的な変更、その他付随的な変更なども存在する。

変更内容	概要
契約期間（年度単位に変更）	契約期間を年度単位に見直す。 対象事業者：北海道電力、東北電力、四国電力、沖縄電力
保証金預託時の利息の廃止	需要家が電気料金を支払期日を経過してなお支払わなかった場合等に申し受けることがある保証金について、保証金預託時における利息は不発生とする。 対象事業者：北海道電力、東京電力EP、北陸電力、沖縄電力 (ただし、現在適用事例なし)
共同住宅特例の廃止	約款上、別の契約ができないような共同住宅のケース（下宿及び寄宿舍等）において、需要家の共同住宅における料金算定に係る取扱いを廃止する。 対象事業者：沖縄電力（ただし、現在適用事例なし）
法的分離対応（託送供給等約款の規定を考慮・参照して行った変更を含む）	小売部門及び託送供給部門の法的分離並びに託送供給等約款の規定を考慮・参照して、既存規定の見直しをする。 対象事業者：東北電力、東京電力EP、 <u>北陸電力</u> 、四国電力、沖縄電力
制度・法令名等の改正対応	制度・法令の改正等（配電事業のライセンス制の新設、指定区域供給制度の新設、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の法令名の変更等）に伴い、既存規定の見直しをする。 対象事業者：北海道電力、東北電力、四国電力、沖縄電力

(出典) 各事業者からの回答を事務局で整理

# (参考) 特定小売供給約款における制限中止割引の廃止に関する過去の議論

電力・ガス取引監視等委員会  
第43回料金制度専門会合  
(令和5年4月26日) 資料6

## 各供給条件の変更内容等⑤ (1)

- 主な供給条件の変更のうち、使用制限・中止時の割引の廃止については以下のとおり。

変更内容	使用制限・中止時の割引の廃止
概要	自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電など、一般送配電事業者の都合により需要家の電気の使用が制限または中止される場合に、その1日につき基本料金等を4%割引していたが、これを廃止する。 対象事業者：北海道電力（2025年4月実施）、東京電力EP、中国電力
需要家への影響	一定の需要家に対して適用されていた割引措置が不適用となる。
需要家へのメリット等 (事業者からの回答)	<b>北海道電力：</b> ・これまで割引対象となっていた特定のお客さまだけでなく、 <u>すべてのお客さまに対して割引原資を配分</u> できるものと考えています。 ・また、 <u>当該割引を電気料金に反映させるための業務処理やシステム機能の簡素化等により効率化を図ることで、コスト削減効果を電気料金へ還元</u> することは、将来にわたりお客さま全体のメリットにつながるものと考えています。 <b>東京電力EP：</b> ・本制度の廃止によって見込まれる増収は、 <u>今般の料金見直しに伴う値上げ幅抑制の原資</u> となります。また、 <u>業務運営の効率化による費用低減は、同様に今般の料金見直しに伴う値上げ幅抑制の原資</u> となります（なお、当社の低圧自由料金には導入しておりません。）。

# (参考) 特定小売供給約款における制限中止割引の廃止に関する過去の議論

電力・ガス取引監視等委員会  
第43回料金制度専門会合  
(令和5年4月26日) 資料6

## 各供給条件の変更内容等⑤ (2)

- 主な供給条件の変更のうち、使用制限・中止時の割引の廃止については以下のとおり。

<p>需要家へのメリット等 (事業者からの回答)</p>	<p><b>中国電力：</b> ・これまで対象のお客さまだけに適用されていた制限中止割引相当額を料金の引き下げとして還元することから、<u>全てのお客さまの料金が均霑して引き下げられ、料金負担の軽減につながります。</u> ・なお、<u>将来的な費用削減効果が見込まれ、更なる料金負担の軽減につながると考えています。</u> ・また、制限中止割引は、当社の自由料金では既に廃止していることから、規制料金と自由料金の供給条件の公平性および整合性が確保できます。</p>
----------------------------------	---

# (参考) 託送等供給約款における制限中止割引の廃止に関する過去の議論

電力・ガス取引監視等委員会  
第51回料金制度専門会合  
(令和5年12月20日) 資料3

## 7. 【報告事項①】一般規定の変更内容 (本委員会審議事項) 2/2

### (2) 需要側託送料金における制限・中止時の割引の廃止 (2024年度末)

- 自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電など、一般送配電事業者が需要者の電気の使用を制限または中止した場合は、(需要側) 託送料金の基本料金の割引を行っているが、2024年度末をもって当該割引を廃止することを規定。

※ 1. 割引率：低圧及び高圧500kW未満は延べ日数1日ごとに4%、高圧500kW以上及び特別高圧は延べ時間1時間ごとに0.2%

### (3) 一次調整力の機能のみを提供する電源の取り扱い (沖縄電力を除く)

- 一次調整力を単一調整力として落札した場合については、託送約款上の調整電源または調整負荷として扱わない旨を追加。

### (4) 需要計画、発電計画、需要抑制計画等各種計画に係る「翌々日計画」の追加

- 需要計画、発電計画、需要抑制計画等各種計画に係る「翌々日計画」について、通知の内容及び期限を追加。

### (5) 系統連系技術要件 (託送供給等約款別冊) の変更

- 自家用電気工作物へのサイバーセキュリティ対策に係る要件の追加及び電圧変動対策の追加等。

### (6) 損失率の定期変更 (中国電力NW、沖縄電力)

- 電圧別の損失率を、2019年度から2021年度までの実績の平均値から、2020年度から2022年度までの実績の平均値に変更。

※ 2. 損失率は、発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量 (送電ロス) の比率をいう。

※ 3. 第65回制度設計専門会合 (2021年10月) において、スマートメーター設置完了以降の年度は、直近改定値を残りの規制期間に用いることと整理されたところ、中国電力NW及び沖縄電力を除く8事業者については、既に設置が完了済みまたは完了見込みであるため、今回損失率の変更は実施しない (期中の乖離により発生する変動分については、レベニューキャップ制度上で事後検証を行った上で必要に応じて翌期に調整を実施する)。

## (参考) 託送等供給約款における制限中止割引の廃止に関する過去の議論

電力・ガス取引監視等委員会  
第51回料金制度専門会合  
(令和5年12月20日) 資料3

### 【補足】需要側託送料金における制限・中止時の割引の廃止について

- 各一般送配電事業者を確認によると、当該割引を廃止する理由は、割引対象有無に関わらず全ての需要者に対して割引原資を還元できることに加え、当該制限または中止が託送供給等約款に定めた割引対象であるかの判定業務や割引の算定業務の縮減等の業務効率化に繋がり、託送料金の低減に寄与するためとのことであった。
- また、小売電気事業者への影響を考慮し、1年間の経過措置を設けて廃止することとし、この間、小売電気事業者に対して、当該割引を廃止することについて丁寧に周知していく予定とのことであった。

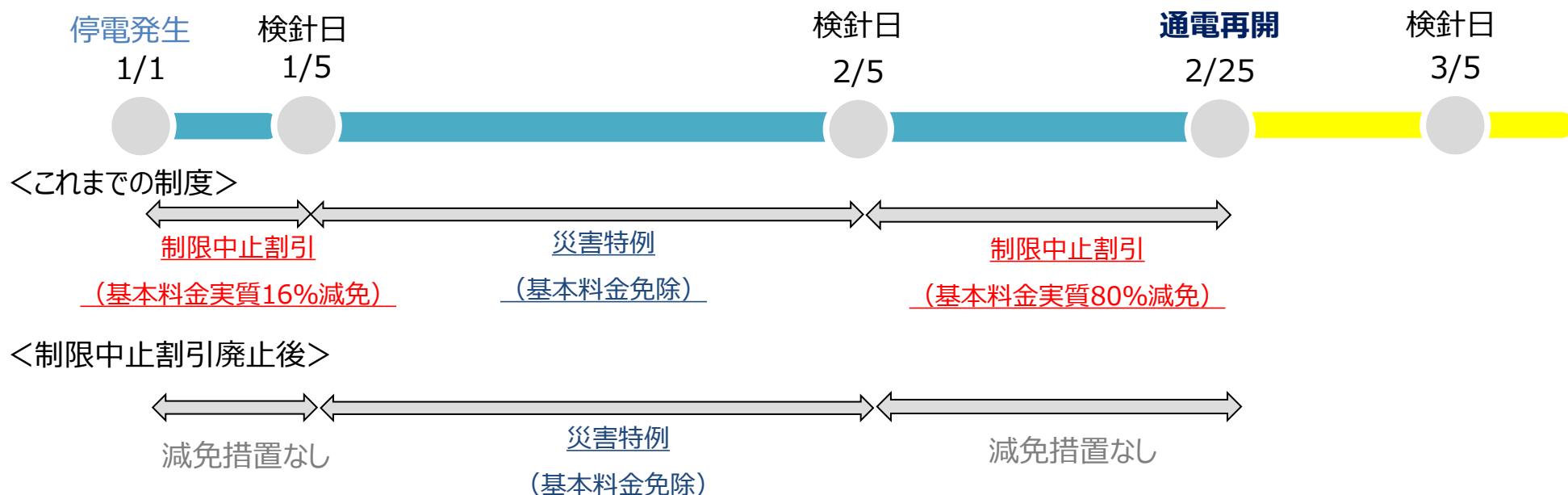
※ なお、自然災害等の発生に伴い、災害救助法が適用された地域においては、一般送配電事業者は、従前より、託送供給等約款以外の供給条件の認可を受け、基本料金の免除や料金の支払い期日を延長等を実施しているが、当該特例認可申請は、今後も適宜申請していく予定としている。



# 制限中止割引の廃止を踏まえた災害時の特別な措置について

- 制限中止割引は、災害発生時の被災者等の負担軽減を目的としたものではなく、前頁に示した事由を踏まえれば、割引制度の維持に係る費用等を考慮し、制限中止割引について、予定通り、廃止に向けた対応を進めることで問題ないと考えられる。
- 他方で、制限中止割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策として機能している実態や電気料金の公共性を踏まえれば、少なくとも規制料金（小売経過措置料金、託送料金等）については、災害時の特別な措置として、これまで制限中止割引が果たしていた機能と同等の仕組みを備えることが適当ではないか。
- また、自由化部門の小売料金については、あくまで各小売電気事業者の経営判断とはなるが、新電力を含む各小売電気事業者に対し、規制料金による措置を踏まえた対応を要請することが適当ではないか。

## <毎月5日が検針日の需要家における制限中止割引の廃止後のイメージ>

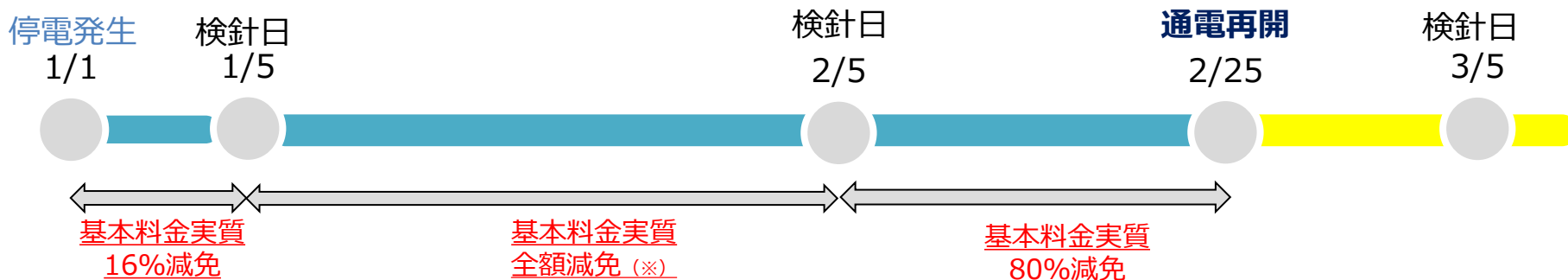


# 災害時の特別な措置の具体的内容①（託送料金における対応）

- まず、全ての需要家に関する託送料金における措置については、①需要家への分かり易さを確保しつつ、②一般送配電事業者のシステムコスト等を最小限に抑える観点から、**現行の制限中止割引の仕組みをベースとして措置することが適当**ではないか。※発電側課金部分の扱いについては、監視等委において需要側の取り扱いを踏まえつつ、別途整理が必要と考えられる。
- 具体的には、現行の災害特例に制限中止割引の仕組みを組み合わせる形として、以下の仕組みとしてはどうか。
  - ①災害の発生に伴い、**災害救助法の適用**又は**激甚災害として指定**された場合であって、
  - ②当該適用又は指定がなされた地域において、被災により**1日の使用量が0となる需要家が生じた場合に、**
  - ③当該需要家からの申し出に基づき、**基本料金について1日毎に4%の割引**を行う。
- なお、現行の災害特例については、災害の発生に伴い、災害救助法が適用される都度、電気事業法に基づく認可手続き等を経て措置を講じているが、①自由化部門の小売料金での対応の検討を小売電気事業者に求めるに当たっては、**託送料金での対応が明確になっていることが望ましいこと**、②**大規模災害発生時には、認可手続き等が速やかに行えない可能性**があること等を踏まえ、上記の措置については、**託送供給等約款等<sup>(※1)</sup>において規定**することとし、遅くとも現行の制限中止割引が廃止される**2025年4月1日までに託送供給等約款等の変更<sup>(※2)</sup>を行うことを一般送配電事業者に求める**こととしてはどうか。

※1 離島等供給約款、最終保障供給約款を含む。 ※2 現行の災害特例に含まれる支払猶予等の措置を含む。
- その上で、極めて大規模な災害が発生した場合など、**追加的に需要家の負担軽減を図る必要等が生じた場合**には、必要に応じて資源エネルギー庁と一般送配電事業者で協議のうえ、これまでの災害特例と同様に、**電気事業法に基づく認可等を経て、約款以外の供給条件により柔軟な措置を講じることが望ましい**のではないかと。

## < 毎月5日が検針日の需要家における「災害時の特別な措置」の適用イメージ >

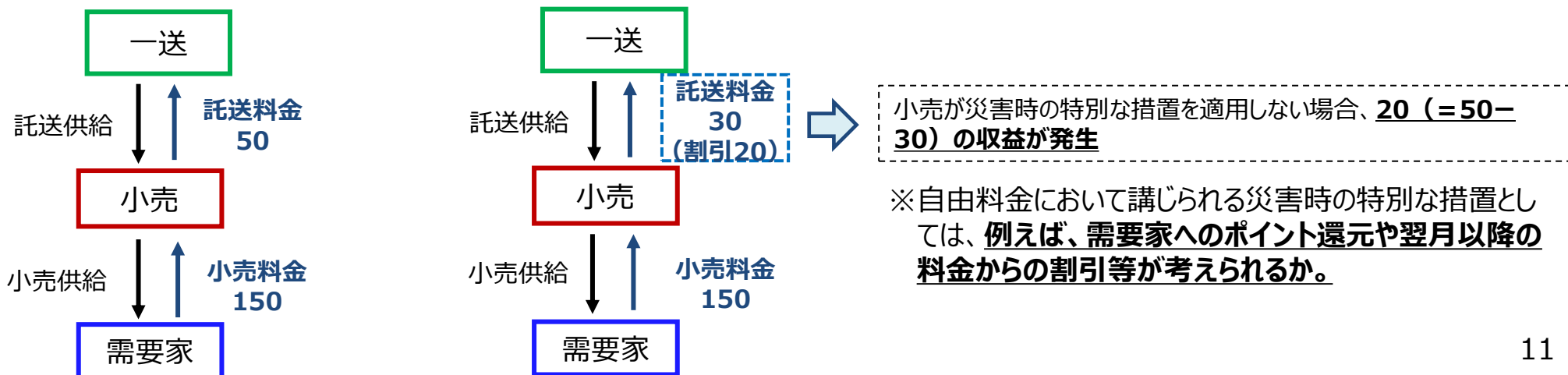


※割引は検針期間毎に繰り返し適用。不使用日が25日以上の場合、基本料金は実質全額減免となる。

## 災害時の特別な措置の具体的な内容②（小売料金における対応）

- 小売経過措置料金については、託送料金と同等の措置を講ずることとし、託送供給等約款の変更後、同等の措置が講じられるよう特定小売供給約款の変更を行うことを、みなし小売電気事業者に求めることとしてはどうか。
- その上で、自由化部門については、あくまで各小売電気事業者の経営判断によるところであるが、託送供給等約款において減免措置を講ずるにも関わらず、小売電気事業者側で何らかの減免等が行われなければ、被災者等の負担軽減とはならないばかりか、当該割引が実質的に小売電気事業者の収益となることも想定される。
- したがって、新電力を含む小売電気事業者においても、少なくとも託送供給等約款における減免措置を反映した災害時の特別な措置を検討することを求めることとしてはどうか。小売電気事業者における検討状況については、本年夏頃を目途に事務局においてヒアリングを行い、本委員会において御報告することとし、調査結果によっては、各小売電気事業者について、対応状況や対応が困難な理由について報告徴収等を行うことも検討してはどうか。
- なお、小売経過措置料金を含め、小売電気事業者において料金の減免等の措置を講じるために必要な情報（割引に必要な不使用期間等の情報）については、小売電気事業者の実務的負担にも配慮しつつ、一般送配電事業者から小売電気事業者に対して適時に提供を行うことも、一般送配電事業者に求めることとしてはどうか。

<通常の料金精算のイメージ> <託送料金における「災害時の特別な措置」が小売料金に反映されない場合の料金精算)>



## (参考) 制限中止割引に関する議論の経緯

- 一部のみなし小売電気事業者及び一般送配電事業者全社においては、制限中止割引を廃止済み又は廃止予定となっている。廃止に当たっては、各社から約款の変更認可申請を受け、電力・ガス取引監視等委員会における議論を踏まえて、経済産業大臣が認可している。

### ○特定小売供給約款

2022年11月・2023年1月 小売経過措置料金の改定申請において、一部電力から制限中止割引の廃止等が盛り込まれる

#### 【申請内容】

北海道・東京・中国：制限中止割引を廃止（北海道は1年間の経過措置を設けて2025年4月から廃止）

北陸：託送供給等約款における制限中止割引と連動

（＝託送供給等約款における制限中止割引が廃止されれば特定小売供給約款における制限中止割引も廃止）

#### 【申請理由】

①制限中止割引を廃止することで、割引が適用される需要家のみならず、全需要家に割引原資を配分できること

②システム処理やシステム機能の簡素化によるコスト削減効果を料金に還元すること

③制限中止割引廃止による増収を値上げ幅抑制の原資とすること

2023年4月26日 第43回料金制度専門会合（制限中止割引の廃止可否について議論）

2023年5月19日 特定小売供給約款の変更認可申請の認可

2023年6月1日 変更後の約款適用開始

### ○託送供給等約款

2023年12月1日 発電側課金導入等に係る託送料金の改定申請において、一送全社から制限中止割引の廃止が盛り込まれる

【申請内容】 制限中止割引を廃止（1年間の経過措置を設けて2025年4月からにおいても廃止）

#### 【申請理由】

①制限中止割引を廃止することで、割引が適用される需要家のみならず、全需要家に割引原資を配分できること

②システム処理やシステム機能の簡素化によるコスト削減効果を料金に還元すること

2023年12月22日 第481回電力・ガス取引監視等委員会（制限中止割引の廃止可否について議論）

2024年1月17日 託送供給等約款の変更認可申請の認可

2024年4月1日 変更後の約款適用開始

## (参考) 災害特例に係る関連条文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

（託送供給等約款）

第十八条（略）

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。**ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた供給条件（同項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。**

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年改正法）附則（抄）

（みなし小売電気事業者の供給義務等）

第十六条（略）

2・3（略）

4 みなし小売電気事業者については、旧電気事業法第七条、第十条、第十一条、第十四条、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条第一項、第三項及び第五項、第十九条第三項から第五項まで、第二十条、**第二十一条第一項**、第二十三条第一項及び第三項、第三十四条、第三十四条の二、第三十六条、第六十六条の十、第一百十条並びに第一百四十四条第四項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、みなし小売電気事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○旧電気事業法

（一般電気事業者の供給約款等による供給の義務）

第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）又は第十九条第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要（特定規模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。**ただし、振替供給を行うとき、及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、この限りでない。**

2（略）

## (参考) 制限中止割引に係る約款規定 (一部抜粋)

○託送供給等約款 (関西電力送配電)

38 給電指令の実施等 (1)~(6) 略

(7) 当社は、(2)イ、ロ、ハ、トまたは(3)によって、需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、その部分については割引いたしません。

イ 低圧で供給する場合、または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満のとき。

(イ) 割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の19 (接続送電サービス) または20 (臨時接続送電サービス) の基本料金 (力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。) といたします。ただし、32 (料金の算定) (1)イからホまでのいずれかに該当する場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の19 (接続送電サービス) または20 (臨時接続送電サービス) の基本料金といたします。ただし、32 (料金の算定) (1)イからホまでのいずれかに該当する場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

# (参考) 制限中止割引に係る約款規定 (一部抜粋)

## ○特定小売供給等約款 (関西電力)

### 41 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

#### イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯 A については最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金 (力率割引または割増しの適用を受ける場合は、その適用後の基本料金といたします。) といたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

#### ロ 割引率

**1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセント**といたします。

#### ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。